

標準知財獲得のための取り組み

三菱電機（株）知的財産センター 特許企画部 標準知財グループマネージャー 鈴木 康裕

抄録

国際標準化の重要性が、最近各方面で唱えられている。国際標準を含む知財マネジメントの研究も進展している。

知財のみならず、知財に裏打ちされた国際標準を獲得することが、経営そのものに大きな意義をもたらすものとなっていることから、三菱電機でも標準化活動と知財活動を融合させた標準知財活動を推進し、獲得した知財を活用することで企業価値の最大化を目指している。

本稿では、知財の創造、保護、活用というサイクルの実務に携わる者として、国際標準に関連した知財を獲得するための当社の取り組み例を、標準知財活動あるいは標準知財戦略という視点から紹介する。

はじめに

「知を使う知」とは、知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画2010」¹⁾の冒頭に「基本認識」として出てくる言葉である。

そこには、我が国の技術力は世界最高水準であるが、そのことが産業の国際競争力に必ずしも結びついていないことが述べられている。これは国際競争力が、戦略的な国際標準化を含む、総合的な知的財産マネジメントに依存するようになったためであるとされている。

国際標準化の重要性は、最近いたるところで唱えられている。そして、この国際標準を含む知的財産（以下、知財という）マネジメントの研究も進んでいる^{2) - 12)}。

知財マネジメントの研究進展は他稿に譲るとして、本稿では知財の創造、保護、活用というサイクルの実務に携わる者として、開発した技術の国際標準に関する知財獲得のための当社の取り組み例を述べる。

なお、本稿においては、「規格」と「標準」とを区別し、「規格」は合意によって確立され、かつ公認機関によって承認されたものを指し、「標準」は未承認のものを指す用語として用いている部分がある。しかし、ことさら両者を区別する意図はなく、基本的には同義語として扱っている。

I. 三菱電機の事業と標準

1. 標準の位置付け

当社は、従前より規格を積極的に採用してきた。規格を製品の品質や安全性を保証する重要な要素とし、良い製品を市場に提供するためである。

また、近年ではこれに加え、研究開発成果の実用化を促進するために、規格を作成するための標準化活動を積極的に推進している。この理由として1995年にWTO/TBT協定が発効されて国内標準も国際標準へ準拠する義務が生じたことや、市場がグローバル化して世界の市場が一体化したこと、さらに欧米、中国、韓国など諸外国が戦略的な取り組みをするなど、標準化の意義が極めて拡大してきたことが挙げられる。さらに研究開発成果の実用化を促進するため特許権を含む規格が増加し、規格と知財の関与も重要となっている。このような状況から、研究開発成果に基づく知財に裏打ちされた国際標準を獲得することが、経営そのものに大きな意義をもたらすものとなっている。

2. 当社の標準知財活動

当社は、事業戦略、開発戦略、知財戦略を三位一体で

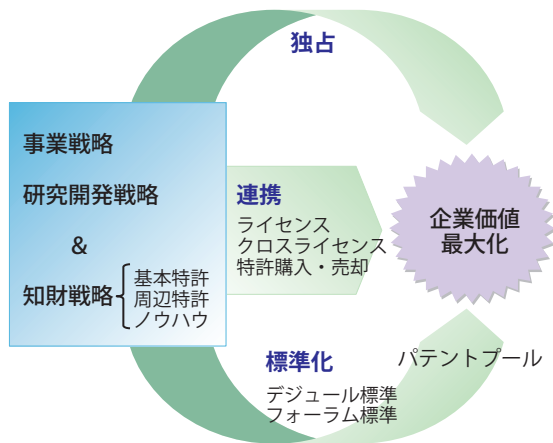


図1 知財の活用目的

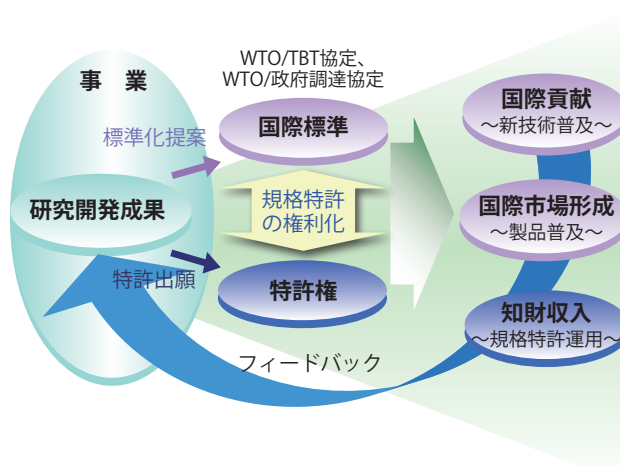


図2 標準における知財の活用ダイナミズム

推進するというポリシーのもと、獲得した知財を図1に示すように活用している¹³⁾。

一つ目は、他社の参入を阻止して事業を守り利益を得るための、独占排他権としての活用である。

二つ目は、他社との連携とも言える、ライセンスやクロスライセンス契約を結ぶ手段としての通常の活用である。また、他社に当社特許を売却することもあれば、当社事業強化のために他社特許を購入することもあるという柔軟な活動を行っている。

三つ目は、デジュール標準やフォーラム標準に関連する知財としての活用である。この場合、各メーカーとの個別契約に基づく活用もあれば、パテントプールを利用した活用もあり、後者ではライセンサーとしての収入が得られている。

何れも究極の目的は、これらの知財を活用して事業競争力を強化し企業価値を最大化することである。

当社では特にこの三つ目の活用に関し、国際標準化活動と知財活動を融合させ、図2のような考え方で、知的創造サイクルを活性化している¹⁴⁾。

研究開発の成果は、まず事業に反映することが重要であるが、同時に、標準化すべき成果と標準化しない成果とを区別する。その上で、標準化すべき研究開発成果については、国際標準化において標準提案を行い、新しい技術の国際標準の獲得を目指している。重要なことは、同時に新規技術に関して特許出願を行うことであり、この出願は、策定された国際標準に合致した規格必須特許として権利化する必要がある。以下、本稿ではパテントプールが選任した鑑定人に必須特許であるとの認

定を受けた特許、あるいは国際標準化機関に必須特許であると宣言された特許を規格必須特許という言葉で表す。

この国際標準の獲得により、新技術とそれを用いた優れた製品を世界に普及させることを通じて国際貢献ができると同時に、新たな国際市場を形成することができる。さらにパテントプールや他社へのライセンス等で規格必須特許を活用することによって、ライセンサーとしては知財収入を得ることができ、ライセンシーとしては比較的廉価なロイヤリティーでの事業を可能にすることができる。国際貢献、国際市場形成、知財収入、これらによってもたらされる成果を次の研究開発にフィードバックすることは、知的創造サイクルの活性化に繋がり、企業価値最大化が図れるという意味において重要である。

II. 標準知財活動とは

1. 標準化活動と知財活動

企業にとって、研究開発技術の標準化活動は、国際標準をはじめとする様々な標準について、提言、情報収集、更には社内外や国内外の相手と標準化のためのネゴシエーションを行う活動である。時として、それは認証にかかわる活動にまで及ぶこともある。

一方、規格に準拠した技術に関する特許（以下、本稿では規格必須特許のみならず、規格に関連する特許を総称して規格関連特許という言葉で表す）を中心とした知財権の取得およびその活用が知財活動である。活用のた

めには、その仕組み作り、例えば、パテントプールの設立などが重要になることもある。

これら標準化活動と知財活動は、研究開発成果によって生まれる知財を繋ぎとして一体的に進められるべきものであり、当社ではこのような一体的活動を「標準知財活動」と呼んでいる。

2. 標準知財活動の社内啓発

画像、音声、通信、デジタルTV放送など、パテントプールが設立、あるいは設立が見込まれる標準の分野で活動する委員にとって、今や標準知財活動は当たり前になっている。

しかし、上記以外の分野では標準化を推し進めていながら、標準知財活動を意識しない委員も存在しているようである。彼らは概して標準化活動に一所懸命ではあるが、それ以前に知財の獲得が重要であることを忘れがちであると言える。

このような事情から、当社では標準知財活動について周知し、両者を上手く融合させて活動することが事業の競争力を高めることを認識してもらう啓発活動を幅広く推進している。以下、標準知財活動における留意点として社内で述べていることや活動例を簡単に紹介する。

(1) WTO／TBT協定の遵守

WTO／TBT協定（世界貿易機関／貿易における技術的障害に関する協定）が1995年に発効された。このWTO／TBT協定では、加盟国は、強制規格、任意規格、適合性評価手続を必要とする場合において、関連する国際規格をその基礎として用いなければならないことが定められている（2.4条、5.4条等）。その意味するところは、いかに優れた製品であってもその製品が国際標準に合致していなければ市場に受け入れられない、ということである。

これをきっかけに、「国際標準を制する者が市場を制する」といわれる時代に突入した。すなわち、優れた技術、優れた製品ならば自然に市場から受け入れられた時代は終わり、優れた製品であっても国際標準に準拠していなければ、国際標準に準拠した製品に市場を席卷されることが多い時代となっている。

したがって、様々な機会を利用し、研究開発者に対して、以下の啓発を行っている。

- a. 他社の知財権の尊重。
- b. 研究開発にて生まれた主要なアイデアの出願。
- c. 標準化動向を踏まえた研究開発の必要性。
- d. 標準（特に国際標準）化の動きがあれば、委員会等に積極参加を検討する。

(2) 事前標準のすすめ

標準には、「事前標準」と「事後標準」という考え方がある¹⁵⁾。

簡単に言うと、技術が成熟したものを標準化したのが事後標準であるのに対し、新規な開発技術を新たに標準化したのが事前標準である。

特に先進的な技術分野に携わっている研究開発者に対して、その技術を積極的に標準化すべく、事前標準のための活動を目指すことを薦めている。この活動が市場を拡大し、事業の発展と国際貢献に寄与することになる。しかも、この事前標準に関連する規格必須特許を取得する活動、すなわち標準知財活動は、企業のみならず日本における産業競争力の強化にもつながるのである。

(3) 標準化する領域と標準化しない領域の選択

事前標準を取得する活動を行うには、その前に戦略が必要である。そのひとつに、前述のように事前標準として標準化する領域と、標準化をしない領域とをあらかじめ区別して活動を進めることである。

このような戦略の必要性は、例えば、2009年8月に経済産業省が発足させた「次世代エネルギーシステムに係る国際標準化に関する研究会」の報告書「次世代エネルギーシステムに係る国際標準化に向けて」（2010年1月）¹⁶⁾においても述べられている。

そこには、求められる企業の戦略的対応として、以下のことが記載されている。

- a. 国際標準化のメリット・デメリットを考慮しつつ、戦略を立てることが必要であること。
- b. 積極的に国際標準化提案をするという「攻め」の対応だけでなく、付加価値（差別化要素）がある分野や、逆に弱みになる部分、技術が発展途上の分野などは、あえて国際標準化しないという「守り」の戦略も必要であること。

標準化をすれば、市場が広がり、その標準に準拠した製品が市場を支配する。それ故、製品販売当初は標準化に貢献した企業の売上が市場の大半を占めることが多

い。しかしながら同時に価格競争が激化し、いつの間にか標準化に貢献した企業の売上は伸び悩み、最悪の場合は市場からの撤退を余儀なくされることもしばしば見受けられる。

一方、標準化をしなければ、優れた技術内容やノウハウを秘密にでき、後発メーカーに市場を奪われることを先延ばしできるが、一方で、余程魅力ある製品でない限り、市場を独自に開拓していくことは難しい。

したがって、最近ではこうした、標準化すること、しないことの各々のメリットを生かしつつデメリットを補うものとして、例えば、他の製品とのインターフェース部分をオープン化し、内部構造をブラックボックス化する、という手法も提唱されている^{17)、18)}。これによって、当該製品に接続可能な他の製品との相互作用で当該製品の機能や利用範囲を広げ、当該製品に接続可能な他の製品が売れば、当該製品も売れるという構図を生み出すのである。

このようなことから、当社も、「事前標準として標準化する領域と、標準化をしない領域とを区別して事前標準を進めるように」との方針を打ち出している。

(4) 特許声明書提出の励行

当社は、家電製品から宇宙機器に至るまで幅広く研究開発を行っている。これらの研究開発には関連するデジュール標準やフォーラム標準があり、これを図3に示す。これらの標準がISO、IEC、ITU等の国際標準化機関や、様々なフォーラムで定められることから、当社では画像、通信分野のみならず、電力、車載、FA（ファクトリーオートメーション）、宇宙などの分野でも標準化活

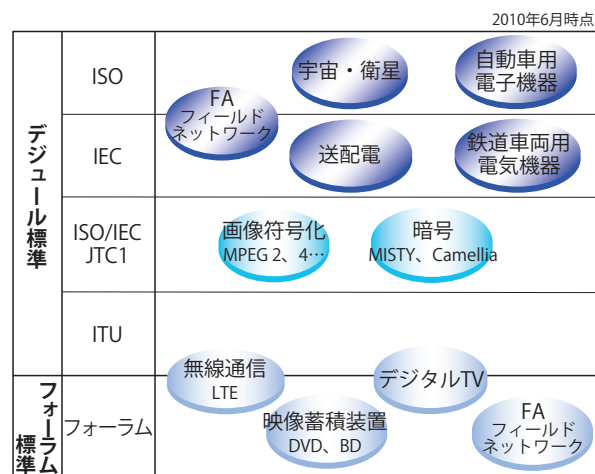


図3 当社の国際標準化活動例

動を行っている。そして現在もそれらの活動の中で、IEC評議会日本代表委員、ITU-Tの研究委員会議長、ISO／IEC／JTC1の副委員会議長をはじめとして、当社の多くの研究開発者が国際標準の作成に携わっている。

表1に示すように、これら国際標準化機関で作成された規格数は膨大な数に上る。そして、これら多くの規格には関連する規格必須特許が数多くある。

図4はIEC及びITUのホームページ^{19)、20)}に掲載された特許声明書の提出数を経年変化として表したものである。

特許声明書とは、標準に関連する技術を対象とする特許権を持っている権利者が、その技術が規格と決定された後の特許の取扱いの条件を宣言するものである。この

表1 主な国際標準化機関

	ISO	IEC	ITU
	国際標準化機構 International Organization for Standardization	国際電気標準会議 International Electrotechnical Commission	国際電気通信連合 International Telecommunica- tion Union
対象分野	電気、通信を除く全分野	電気技術分野	通信技術分野
規格数	18,156 ^{*1}	6,146 ^{*1}	約3,300 ^{*3}
設立年	1926年：万国規格統一協会設立 1947年：ISOへ改組	1906年	1865年：万国電気通信連合設立 1932年：ITUへ改組
会員数	正会員105 準会員56 計161 ^{*2}	正会員59 準会員22 計81 ^{*2}	加盟国191 企業会員715 ^{*2}
我が国の加盟機関	日本工業標準調査会（JISC）（経済産業省が事務局）		総務省情報通信審議会 情報通信技術分科会
機関の性格	スイスの民間法人		国連機関

※1：2009年末時点 ※2：2010年5月HPより ※3：2007年10月時点

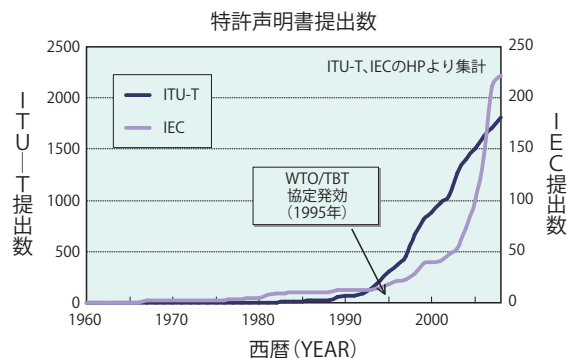


図4 特許声明書提出数の経年変化

特許声明書の提出がWTO／TBT協定が発効された1995年以降、急激に増加している。

このことは、WTO／TBT協定の発効によって国際標準の認識が高まったのみならず、規格必須特許の重要性をも世界が認識している実態を表し、国際標準に準拠した製品を製造する企業にとっては脅威といわざるを得ない。

したがって、標準化委員や研究開発者に対しては、「規格必須特許が当社事業に与える影響とその獲得の必要性、及び特許声明書の提出の必要性」を常に説明している。

Ⅲ．標準知財戦略

1. 規格必須特許の取得

(1) 「規格必須特許取得活動」と「標準化活動」の融合

規格必須特許取得のための標準知財活動は、図5に示すような手順で行われる。すなわち、まずは、標準提案する内容について特許出願をする。次に、標準提案をし、採用され規格が定まったら、必要に応じてクレームを補正するとともに早期の権利化を図る。そして、特許が登録されたらパテントプールから選任された鑑定人への鑑定依頼や国際標準化機関への規格必須特許の宣言を行う。この宣言は特許登録前に行うことも多い。

標準知財活動は規格必須特許取得活動と標準化活動とを如何に融合させ一体化した活動をするかが鍵となる。すなわち、標準化を推進するだけでなく、研究開発によって生まれ、標準として提案する発明を適切な時期に特許出願し、研究開発部門と知財部門が連携して規格に合致した特許を取得することが重要である。

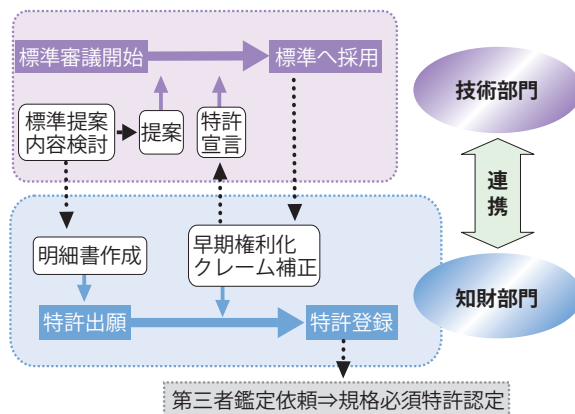


図5 標準化と規格必須特許取得活動

そこで、標準知財活動にあたって、社内の発明者、研究開発部門、営業部門等に対しいくつか説明している点がある。

以下、これらの点について紹介する。

①標準提案前のタイムリーな出願

標準化は、協調の世界である。そして競争の世界でもある。有利な標準を獲得するためには、他社の同意を得るための改善提案を強いられることがしばしばある。そのような場合、当初提案した技術内容を標準化会議の最中に変更し、新たな発想に基づく改善提案をする。

また、協調を図るということは、多くの企業が同じ方向を向いた技術開発を行うわけであるから、標準に係わるアイデアを着想するタイミングはほぼ同時のことが多い。ここに協調の世界の中での競争が生まれる。どこの企業よりも、どこの国よりもいち早く出願をしないことにはせっかくの新たな発想(発明)が無駄になってしまうからである。のんびりしては、他社が当社の提案を土台にした新たな提案をし、それを出願してしまう。そのような事態を防ぐため、発明者には、標準提案前のタイムリーな発明届出をお願いするとともに、知財部門もこれに協力して短期間で明細書を作成するなど、他社に遅れることなく出願することを心がけている。

②適正出願国の選定

国際標準は、当然のことながら世界各国で使われる規格であるから、本来であれば世界の国全てに出願すれば良い。しかし、出願費用、権利化費用、登録後の維持費用を考えると莫大な投資が必要となり、それは現実的ではない。そこで必要となるのが、出願国の選定である。費用対効果を考えた出願国の選定はなかなか容易ではない。出願国の選定にあたっては、当社のみならず、他の競合メーカーの生産国と販売国を考慮する。しかし、各メーカーの生産国は、経済事情、立地条件などから変わってしまうこともある。また販売国も、消費量あるいはその国の文化事情に基づく機器の浸透度、欲求度によって変遷する。

したがって、出願国の選定に当たっては、研究開発部門、営業部門に協力を依頼し、それらの部門との連携により、数年から10年後程度の生産国と販売国を予測し、またPCT出願を利用し出願国の絞込みを先延ばしするなどして、適正出願国の選定を行っている。

なお、現在、産業構造審議会知的財産政策部会等を通じ、国際的な制度調和に向けた特許庁主導の大きな動きがある²¹⁾。国際的な制度調和の将来的な姿として、一国で権利を取得すれば世界中で保護を受けられるといった特許制度が実現すれば、このような適正出願国選定の労苦もなくなるかもしれない。さらに、国際標準が世界中で守らなければならないものであるなら、その国際標準の基礎となる先端技術もまた特許として世界中で保護されるべきであり、そのことが国益にもつながると考える。この意味からも一国で権利を取得すれば世界中で保護を受けられるといった特許制度がいずれ実現されることを期待したい。

③クレームの合わせ込み

出願時点では、規格が定まっていない。したがって、出願後に行う特許請求の範囲(クレーム)の文言と規格に記載された文言との合わせこみは規格必須特許の取得のためには極めて重要な活動である。

規格は、いわばイ号物品(権利侵害をしているかどうか問題となるもの)を特定するものである。規格準拠をうたった製品はほぼ自動的に当該特許を使用することになる。したがって、この一致があれば、少なくとも侵害論において争いとなる可能性は低い。

しかしながら、クレームの文言と規格に記載された文言との現実の合わせこみはそう簡単ではない。何故なら、現実には標準提案した内容がそのまま採用されることは少なく、発明の要素は踏襲されながらも、特許出願の実施例と、規格の内容とが完全に一致することが少ないからである。例えば、出願後に実施例として記載された技術用語と規格に記載された用語との間の食い違いやクレーム文言と規格との不一致が生ずることがある。この場合、補正を行う必要があり、発明者のみならず、時には規格の精通者も巻き込んで合わせこみを行っている。なお、手続の補正に当っては、特許庁に面接をお願いすることもあり、技術説明に耳を傾けていただけることは大変ありがたいことである。

④規格制定の進行状況と特許出願経過の注視

クレームの文言と規格に記載された文言との合わせこみは標準が規格として定まってからでないといえない。

しかしながら、規格が定まるのは出願から随分時間が経った後である。したがって、規格が定まる前に特許査定にならないようにするため、様々な工夫を行う。

一方、規格が定まった後は、早期に権利化することが必要である。規格必須特許をいち早く取得し、その活用価値を最大限に引き出すためである。

このようなことから、規格制定の進行情報の入手及び特許出願経過の把握の双方を行う活動は重要であり、標準化委員等の協力をも得て行っている。

(2) 権利化のための特許庁施策の利用

以上のように知財活動と標準化活動とは密接に関連し、知財部門と、発明者、研究開発部門、営業部門等の一体的な活動が重要である。特許出願のタイミングはもちろんのこと、上述のように特許の取得のタイミングも重要である。

現在、特許庁により、審査の迅速化が図られているとともに、スーパー早期審査制度、早期審査・早期審理制度、審査ハイウェイ等の早期権利化の施策がとられており、短い審査期間での権利化が可能となった。当社でも、この制度を活用させていただいているところである。

一方、標準の中には、提案してから規格が定まるまで相当な期間を要するものがあり、この場合には、審査開始を遅らせて、規格が定まった後に審査が行われることが望ましい。出願人としてはこのような制度ができること、すなわち柔軟に審査開始を選定できる制度があれば望ましいと思う。

米国特許庁では最近、最大30ヶ月の間、審査開始を繰延可能な遅延審査制度が検討されている^{22)、23)}。スマートグリッド等、国際標準化活動が世界的に重要となっており、かつオールジャパンとして国際標準化を目指すこの時代にあっては、日本だけが不利にならない制度の設立が望まれる。このような制度の設立は一企業の利益ばかりではなく、日本の産業競争力の向上につながるものと確信する。

2. 規格必須特許の活用

規格必須特許には、パテントプールがあるものと、ないものがある。

研究開発者の中には、パテントプールがない規格必須特許は役に立たないので、特許は要らないのではないかと誤解する人がいる。

しかしながら、パテントプールの有無に係わらず規格必須特許は事業と技術を守る上において極めて重要なものであり、その活用の道は様々である。

(1) パテントプールのない規格必須特許の活用

ISO及びIEC等、多くの標準化機関では、自己が有する特許権等が標準に関連する場合は、できるだけ早くその情報を開示し、特許声明書の提出に努めることが必要とされている。その特許声明書では概して次の三つのいずれかが特許権等の権利者より開示される²⁴⁾、²⁵⁾。

- a) 無償で特許権等の実施許諾等を行う交渉をする用意がある(以下、RFと称す。RF: Royalty-Free)。
- b) 非差別的かつ合理的条件での特許権等の実施許諾等を行う交渉をする用意がある(以下、RANDと称す。RAND: Reasonable and Non-Discriminatory Licensing)。
- c) 上記a)又はb)、何れの意味もない。

c)を選択すると、当該特許を回避するように標準が見直されるため、通常はc)を選択しない。したがって、問題となるのはa)、b)いずれを選択するかであるが、当社は保有特許の有償解放をうたっていることから、通常はRANDを選択する。しかしながら、種々の事情からRFを選択する場合もある。

このRFの場合、研究開発者から無償なのだから特許を取得しても仕方がないという誤解を受けることがある。当然のことながら、RFといえども全ての権利を放棄するわけではない。契約する内容によっては、様々な制約を課すことができ、中には"タダより高いものはない"という条件設定を行うところもある。また、互惠条件(reciprocity)を付記すれば、係争等いざというときのカウンター特許にも使え、武器として役立つ。無償という言葉に惑わされ、特許を取得する必要がないと誤解されることだけはなんとしても解消しなければならない。

(2) パテントプールでの規格必須特許の活用

パテントプールは、ライセンサーにとってライセンス会社との一回の契約のみで必要なライセンスを一括して受けることができ、その結果広くロイヤリティー収入を得ることができる点でメリットがある。

しかしながら、ライセンサーであっても、同時にライセンシーであることが多い。このような場合、企業にとっての最大のメリットは、ライセンス会社との一回の契約のみで多数の必要なライセンスを一括して受けることができ、しかも比較的廉価なロイヤリティーで実施権を得ることができるという点である。規格が増え、それに付

随して規格必須特許が増加する中、多数のライセンサーとの個別契約に基づく高額ロイヤリティーの積み重ねは製品売上の利益を圧迫し、事業の存続を危うくする。このような他社特許に対するリスクを軽減できる点でパテントプールは価値があると言える²⁶⁾。

特許権を尊重しつつ、比較的廉価なロイヤリティーで事業そのものを守る。研究開発成果としての規格必須特許を取得してそのロイヤリティー収入を確保しつつ、次の研究開発費とする。この標準知財サイクルを実現するための手段として、パテントプールは魅力ある仕組みである。

おわりに

「知的財産推進計画2010」¹⁾には、冒頭引用した点以外に国際標準化特定戦略分野として、(1)先端医療(先端医療機器)、(2)水、(3)次世代自動車、(4)鉄道、(5)エネルギーマネジメント(スマートグリッド、他)、(6)コンテンツメディア、(7)ロボットが挙げられている。これらについて、戦略的な国際標準の獲得や知財の国際競争力強化につながる国際標準の獲得や知財活用を行うための知財マネジメントを推進することが述べられている。いずれも、当社にも大きく係わる内容であり、重要である。

今や、当事業にとっての標準知財獲得は、一企業としての課題ではなく、産業界全体の問題であることをあらためて認識させられ、身の引き締まる思いである。今後も企業の立場から国家戦略を見据え、その一助となるよう様々な活動を行っていききたいと考える。

【参考資料】

注)

- 1) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2010」2010年5月21日 2～3頁
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/2010chizaisuisin_plan.pdf
- 2) 日本工業標準調査会「『標準化』関連講座設置大学・大学院一覧」インターネット検索による調査(2008年3月実施)
http://www.jisc.go.jp/jisc/data/jinzaitokui/jinzaitokui_2/jinzaitokui_2-san4.pdf
- 3) 内閣官房知的財産戦略推進事務局「知的財産戦略に関する論点整理(知的財産による競争力強化・国際標準化関連)」知的財産戦略本部 知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会[第3回]参考資料2 平成22年3月19日
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kyousouryoku/dai4/sankou2.pdf>

- 4) 小川紘一「国際標準化と知財マネジメント」知的財産戦略本部 知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会 [第3回] 資料3 小川参考人提出資料 2010年3月10日 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kyousouryoku/dai3/siryoku3.pdf>
- 5) European Commission「Study on the Interplay between Standards and Intellectual Property Rights (IPR)」 http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/standardisation-policy/policy-activities/intellectual-property-rights/index_en.htm
- 6) 長岡貞男「コンソーシアム型技術標準における今後の政策課題」知財研フォーラム 2007年9月 vol.69 3-6頁
- 7) 服部健一、井出久美子「米国特許訴訟の新展開—標準化技術と特許訴訟—」知財研フォーラム 2007年9月 vol.69 7-12頁
- 8) 山田肇「標準化活動を技術経営の視点から考える」知財研フォーラム 2007年9月 vol.69 13-17頁
- 9) 伊藤隆史「技術標準化プロセスでの知的財産権の行使と競争政策」知財研フォーラム 2007年9月 vol.69 18-25頁
- 10) 妹尾堅一郎「知財マネジメントのイノベーション—ビジネスモデルと連動しない知財マネジメントは意味がない—」特技懇 2009年11月16日 no.255 20-26頁 <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/gikonshi-backnumber-frame.html>
- 11) 藤野仁三「パテントプールの今日的意義—特許、独禁法および標準のインターフェースとして—」[知財管理]誌 56巻(2006年)／6号 847-857頁
- 12) 平松幸男「企業における技術標準化戦略の重要性—知的財産戦略との均衡の観点から—」[知財管理]誌 56巻(2006年)／7号 997-1005頁
- 13) 小高邦夫、梅村敏夫、内川英興「企業における標準知財戦略—三菱電機の取り組み—」特許研究 PATENT STUDIES No.45 2008年3月 29-39頁 <http://www.inpit.go.jp/content/100030592.pdf>
- 14) 前掲注(2)
- 15) 「国際標準に関する基礎概念の整理」知的財産戦略本部 知的創造サイクル専門調査会 [第6回] 参考資料1 平成18年9月21日 13頁 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai6/6sankou1.pdf>
- 16) 次世代エネルギーシステムに係る国際標準化に関する研究会「次世代エネルギーシステムに係る国際標準化に向けて」経済産業省 2010年1月 10頁 <http://www.meti.go.jp/press/20100128003/20100128003-2.pdf>
- 17) 小川紘一「日本企業の国際競争力が低迷した背景およびこれから勝つ為の戦略をどう考えるか—新成長戦略で日本が再び輝くために—」ICT標準化・知財センター 日本のICT産業の明日を開く談話会講演資料 2010年1月20日 37頁 <http://www.isipc.org/documents/20100129/ogawa20100120.pdf>
- 18) 小川紘一著「国際標準化と事業戦略—日本型イノベーションとしての標準化ビジネスモデル」2009年10月26日(株)白桃書房発行
- 19) List of IEC patent declarations received by IEC <http://patents.iec.ch/>
- 20) ITU-T Patent Statements Database <http://www.itu.int/ipr/IPRSearch.aspx?iprtype=PS>
- 21) 特許庁「知財を活用したイノベーション促進のための具体的方策について」産業構造審議会知的財産政策部会 [第14回] 資料1 平成22年5月12日 24-35頁 http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryu/toushin/shingikai/sangyou_kouzou.htm
- 22) USPTO「USPTO Proposes to Establish Three Patent Processing Tracks」Press Release, 10-24 June 03, 2010 http://www.uspto.gov/news/pr/2010/10_24.jsp
- 23) JETRO「USPTO、審査着手時期の三段トラック構想を提案(パブコメ募集)—出願人の申請により「早期」「通常」「遅延」の各トラックを選択可能に」ニューヨーク発 知財ニュース 2010年6月4日 http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/ip/news/pdf/100604.pdf
- 24) IEC「Guidelines for Implementation of the Common Patent Policy for ITU-T / ITU-R / ISO / IEC」 <http://www.iec.ch/tctools/patent-common.html>
- 25) 財団法人日本規格協会国際標準化支援センター「ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通特許方針の実施ガイドライン」2007/3/1 http://www.jsa.or.jp/itn/pdf/shiryo/iso_patent.pdf
- 26) 加藤恒著「パテントプール概説—技術標準と知的財産問題の解決策を中心として—」2006年11月30日(社)発明協会発行

profile

鈴木 康裕 (すずき やすひろ)

- 1982年4月 三菱電機(株)入社 本社特許部配属 (国内外の特許取得活動、特許係争処理など担当)
- 1996年5月 移動体通信関連製作所知的財産センターへ異動 (移動体通信に関する国内外の特許取得活動、特許係争処理など担当)
- 2004年10月 情報技術総合研究所知的財産センターへ異動 (情報技術に関する国内外の特許取得・活用など担当)
- 2009年4月 本社知的財産センター・特許企画部へ異動 現在に至る

